

社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震改修経費）補助金交付要綱（障害）

平成 21 年 12 月 28 日
21 福保障居第 2110 号
福祉保健局長決定
(一部改正) 平成 24 年 8 月 9 日
24 福保障居第 1111 号
福祉保健局長決定
(一部改正) 平成 25 年 3 月 21 日
24 福保障居第 3142 号
福祉保健局長決定
(一部改正) 平成 26 年 3 月 31 日
25 福保障居第 2947 号
福祉保健局長決定
(一部改正) 平成 27 年 3 月 31 日
26 福保障居第 3319 号
福祉保健局長決定
(一部改正) 平成 29 年 3 月 31 日
28 福保障施第 3777 号
福祉保健局長決定
(一部改正) 令和 3 年 5 月 25 日
3 福保障施第 663 号
福祉保健局長決定

（目的）

第1条 この要綱は、障害者（児）施設等が、障害者など自力での避難が難しい方が多く利用する施設であるとともに、その一部は地震発生時に被災者の受入機能を果たすことから、利用者の安心・安全を確保するために必要な耐震改修を行う施設に対して、東京都がその費用の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）を行うことについて必要な事項を定め、もって、障害者（児）施設等の耐震化の推進に資することを目的とする。

（通則）

第2条 この補助金の交付は、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則 第 141 号）に定めるもののほか、この要綱及び社会福祉施設等耐震化促進事

業（耐震改修経費）補助金交付要綱細目（障害）に定めるところによる。

（定義）

- 第3条 この要綱において、「障害者（児）施設等」とは、別表1に掲げる施設及び東京都知事（以下「知事」という。）が特に必要と認めた施設をいう。
- 2 この要綱において、「耐震改修」とは、柱、壁、梁等の補強や増設等の耐震補強に要する工事とする。
- 3 この要綱において、「仮設施設」とは、既存施設の改修工事期間中において一時的に整備する代替施設を指す。
- 4 この要綱において、「都外独占施設」とは、東京都の区域内に所在する区市町村が支給する介護給付費等の支給を受ける者のみが利用する東京都の区域外に所在する障害者施設及び東京都が支給する障害児施設給付費の支給を受ける児童が利用する東京都の区域外に設置する障害児施設（平成26年3月31日付25福保障居第2919号東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（障害児施設）第2に定める「都外都民施設」）をいう。
- 5 この要綱において、「協定施設」とは、東京都の区域内に所在する区市町村が支給する介護給付費等又は東京都が支給する障害児施設給付費の支給を受ける者の施設利用について、東京都と協定を締結している東京都の区域外に所在する障害者（児）施設をいう。

（補助対象等）

- 第4条 補助対象者は、障害者（児）施設等の設置者（以下「設置者」という。）とする。ただし、次に掲げる者を除く。
- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- (4) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- 2 補助対象施設（以下「対象施設」という。）は、前条第1項に掲げる施設のうち、下記の各号を満たす施設とする。
- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された施設
- (2) 都内に所在する施設、都外独占施設又は協定施設
- (3) 設置者が所有する施設

- (4) 各施設に適用される法律、要綱等の基準に適合する施設
- (5) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号)に定める方法により耐震診断を実施しており、その結果に基づき耐震改修を行う施設

(補助対象事業等)

第5条 補助対象となる事業は、障害者（児）施設等の耐震化を図るため、障害者（児）施設等の設置者が対象施設の耐震改修を次条に規定する補助期間内に契約し、補助期間内に完了する事業とする。

2 補助対象経費は別表2のとおりとする。

(補助期間)

第6条 補助期間は、令和8年3月31日までとする。

(補助金の交付額)

第7条 この補助金は、別表2に定める算定方法により算出した額を都の予算の範囲内において交付する。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第8条 この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（第1号様式）その他必要とする書類（以下「交付申請書」という。）を、別に定める期日までに知事宛提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条による交付申請があった事業について、適當と認める場合は、第13条の条件を付して補助金の交付を決定し、通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、前条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請を撤回することができる。

(補助金の請求)

第11条 第13条の13に定める補助金の額の確定があったときは、補助事業者は請求書（第2号様式）に必要とする書類を添付し、知事に請求するものとする。

（補助金の交付時期）

第12条 知事は、前条による請求により事業の出来高に応じ、速やかに交付するものとする。

（補助条件）

第13条 この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

1 他の補助金との重複禁止

この補助金に係る交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

2 契約

(1) 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助対象事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対して行われた指定寄付金を除く。

(2) 一括下請負の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約についても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(3) 契約手続の取扱い

補助事業を行うために締結する契約については、別に定める「施設整備費補助に係る障害者施設等工事請負契約手続基準」に準じること。

3 承認事項

(1) 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならぬ。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 知事は、前項の変更等承認申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、承認の可否を設置者に通知する。

4 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業

の遂行が困難となった場合には、速やかに、その理由及び遂行の見直し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

5 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、並びに取得価格又は効用の増加の価格が単価50万円以上の機械器具等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。

6 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

7 財産処分に伴う収入の納付

知事の承認を受けて財産の処分をすることにより補助事業者に収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を東京都に納付させることがある。

8 関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

9 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後の事情の変更により特別に必要が生じたときは、知事はこの決定の全部又は一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

10 状況報告

(1) 設置者は、事業計画に重大な影響を与える事情が生じたときは、その状況を状況報告書（第4号様式）により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 知事は、必要が生じたとき、補助事業の進捗状況について報告させることがある。

11 補助事業の遂行命令等

この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、知事は、これらに従つて補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

この命令に違反したときは、補助事業の一部停止を命ずることがある。

12 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは別に定める日までに、又は補助事業の廃止の承認を受けたときはその事実があったときから 10 日以内に、補助事業の事業実績報告書（第 5 号様式）を知事に提出しなければならない。

13 補助金の額の確定等

知事は、前項の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

14 是正のための措置

知事は、前項の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがある。

第 12 項の実績報告は、本項の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

15 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税の申告により補助事業に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第 6 号様式）により知事に報告しなければならない。

なお、この場合知事は、当該仕入控除税額の全部又は一部を東京都に納付させることができる。

16 決定の取消し

(1) 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくはこの要綱の規定に基づく命令に違反したとき。

エ 補助金の交付決定を受けた者が第 4 条第 1 項ただし書に該当するに至ったとき。

(2) (1)の規定は、第 13 項により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

17 補助金の返還

(1) 補助事業者は、補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取

消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の指示するところによりその額を返還しなければならない。

- (2) (1)の規定は第13項により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。

18 違約加算金及び延滞金

- (1) 補助事業者は、第16項により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (3) 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

19 他の補助金の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年12月28日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月25日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

別表 1

区分	施設種別
1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2に基づく次の施設等	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所
2 児童福祉法第7条に基づく次の施設等	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター
3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条に基づく身体障害者社会参加支援施設等	身体障害者福祉センター（A型） 身体障害者福祉センター（B型） 補装具製作施設 身体障害者補助犬訓練施設 点字図書館 点字出版施設 聴覚障害者情報提供施設
4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条に基づく介護給付を行う次の施設等	療養介護事業所 生活介護事業所 施設入所支援事業所
5 障害者総合支援法第5条に基づく訓練等給付を行う次の施設等	自立訓練（機能訓練）事業所 自立訓練（生活訓練）事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援（A型）事業所 就労継続支援（B型）事業所
6 障害者総合支援法第5条に基づく地域生活支援事業を行う次の施設	地域活動支援センター
7 障害者総合支援法第5条に基づく居住支援サービスを行う次の施設等	グループホーム 福祉ホーム
8 障害者総合支援法第5条に基づく短期入所サービスを行う次の施設等	短期入所事業所

9 障害者総合支援法第78条に基づく次の施設	盲人ホーム 癡達障害者支援センター
10 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく次の施設等	障害者就業・生活支援センター
11 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱に基づく次の施設等	重度身体障害者グループホーム

別表2

1 事業内容	2 補助対象経費	3 算定方法
耐震改修	施設利用者の安全を確保するためには必要な改修を行う建物で地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの（注1）の耐震改修費	別に定める補助対象面積に別に定める補助単価を乗じて得た額と、工事費又は工事請負費（注3）及び工事事務費（ただし、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を上限とする。以下同じ。）の実支出額（ただし、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額。以下同じ。）とを比較して、少ない方の額に8分の7を乗じて得た額。
	施設利用者の安全を確保するためには必要な改修を行う建物で地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの（注2）の耐震改修費	別に定める補助対象面積に別に定める補助単価を乗じて得た額と、工事費又は工事請負費（注3）及び工事事務費の実支出額とを比較して、少ない方の額に16分の13を乗じて得た額。
仮設施設整備	施設利用者の安全を確保するためには必要な改修を行う建物で地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの（注1）の耐震改修期間中に代替的に利用する仮設施設（注4）の整備費	別に定める補助基準額と、仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費（注3）及び工事事務費の実支出額とを比較して、少ない方の額に8分の7を乗じて得た額。
	施設利用者の安全を確保するためには必要な改修を行う建物で地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの（注2）の耐震改修期間中に代替的に利用する仮設施設（注4）の整備費	別に定める補助基準額と、仮設施設整備費に必要な賃借料、工事費又は工事請負費（注3）及び工事事務費の実支出額とを比較して、少ない方の額に16分の13を乗じて得た額。

（注1） 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いものとは、別に定める基準による。

(注2) 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるものとは、別に定める基準による。

(注3) 工事費又は工事請負費については、次に掲げる費用は補助の対象としないものとする。

- 1 土地の買収又は整地に要する費用
- 2 既存建物の買収
- 3 その他、施設整備費として適當と認められない費用

(注4) 耐震改修期間中に代替的に利用する仮設施設の満たすべき基準は、別に定めるところによる。